



保医発第0116001号
平成21年1月16日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成21年1月16日付厚生労働省告示第4号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 9 0 2	4, 4 3 6	3, 1 4 6	4 2	1 6, 5 2 6

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

インテレンス錠100mg、シーエルセントリ錠150mg

これら製剤の特殊性にかんがみ、当該製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(参 考)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	インデレンス錠100mg	エトラピリン	100mg 1 錠	619.80
2	内用薬	シーエールセントリ錠150mg	マラビロク	150mg 1 錠	2,278.80